公告用

木造住宅耐震化緊急啓発事業（相談）業務委託　審査基準表

	審査項目	審査内容	配点	総合
1	企画全体	事業の趣旨や目的を十分理解しているか	10	10
2	相談業務	相談内容に対し的確なアドバイスを行うためのノウハウがあるか	20	20
3	アドバイザー派遣業務	アドバイザー派遣に当たって、公平性を保つための工夫がある	20	20
4	運営体制	業務を安定的に実施するために必要な人材や体制が確保されているか	20	30
		計画的な業務スケジュールとなっているか	10	
6	経済性	経費の積算が提案内容に対し、妥当なものとなっているか。 また、経費の節減が図られているか。	5	10
		提案価格に優位性はあるか （１－提案価格／契約上限額）×配点　※小数点以下切り捨て	5	

【審査方法】

(1)　審査員は、各審査項目について、５段階評価（基準点：１～５）を行うこととする。
「審査基準表」のとおり各評価項目の「補正係数」を乗じ、 当該項目の評価点とする。

(2)　全ての審査員の点数を集計し、最高点数の提案をした提案者を受託者に選定する。

(3)　審査の結果、点数が同点の場合、審査員の協議の上、受託者を選定する。

(4)　委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×６割）以上になった参加者がいなかったときは
受託候補者を決定しない。

(5)　参加者が１者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×６割）以上になった
その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（５段階）】

5　標準より非常に優れた提案

4　標準より優れた提案

3　標準的な提案

2　標準よりやや劣る提案

1　標準より劣る提案